

地震防災対策基準

酒田市定期航路事業所

目次

- 第1章 総則
- 第2章 防災体制及び情報伝達
- 第3章 点検及び整備
- 第4章 船舶の運航中止及び避難等
- 第5章 教育、訓練及び広報
- 別添 主要施設の位置図
- 別添 航路図

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

(適用)

第3条 この基準は、本市が運航する次の航路に適用する。

- (1) 酒田～勝浦航路
- (2) 酒田港周遊航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織を設置するものとし、その組織は、酒田市定期航路事業安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）事故処理基準第8条によるものとする。

(職務の内容及び職員の非常配置)

第5条 地震防災対策組織の要員の配置は、事故処理基準表のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関する情報の伝達経路は、安全管理規程 事故処理基準第4条の別紙「非常連絡及び官公署 医療機関連絡表」による。

2 運航管理者と船長との連絡は、船舶電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 運航管理者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等に関して、施設の被害状況及び今後の運航見通しを伝達する。
- (3) 酒田市長から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

2 船長は、発航前に非常食、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、長時間の海上への避難でも十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期すものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合(小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。)は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、運航管理者と協議のうえ、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着岸中の場合は安全を確認し、旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は直ちに、次のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

(1) 概ね酒田または、飛島沖合いの他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走又は漂泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

(2) 酒田港又は勝浦港以外の港へ避難する場合は、運航管理者と協議のうえ、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあつては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

ア 津波警報等が発令されていないこと。

イ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。

ウ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

エ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であつて、酒田港又は勝浦港について酒田市長による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条の規定により避難した場合には、速やかに運航管理者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、運航管理者は、これを運輸局等その他関係機関へ別紙の非常連絡及び官公署医療機関連絡表により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条の規定による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い航路や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条の規定により運航を中止した船舶が運航を再開するときは、津波警報等が解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合とする。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条の規定により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条の規定による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、酒田市単独に又は関係機関と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2. 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること。
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識に関すること。
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関すること。
- (4) 職員等が果たすべき役割に関すること。
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関すること。
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題に関すること。

3. 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 所長は、地震発生時等の場合の運航および避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくものとする。

(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図